

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について

1 趣旨

「高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する有識者検討会」（座長：大口敬 東京大学生産技術研究所教授）による「高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する提言」（令和5年12月）において、大型貨物自動車等の法定速度を90キロメートル毎時に引き上げることは可能とされたことを受け、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和6年1月12日（金）から同年2月10日（土）まで（30日間）

3 内容

大型自動車及び特定中型自動車（車両総重量が8トン以上又は最大積載重量が5トン以上）のうち、専ら人を運搬する構造のもの以外のもの（車両を牽引するものを除く。）が高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を、80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げる。

4 施行期日

令和6年4月1日（予定）